

神戸市エンジニア創出事業に伴う学習支援補助金交付要綱

令和3年8月5日 医療・新産業本部長決定
令和3年9月1日 医療・新産業本部長改正
令和4年5月10日 医療・新産業本部長改正

(目的)

第1条 この要綱は、情報処理技術をはじめとした新たな知識やスキルの習得を通じ、高度人材となることを目指す市内の者に対し、その習得に必要な経費の一部を補助することで、神戸経済の活性化や新たなイノベーションの創出を担う人材を育成することを目的とする。

2 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下、「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者として市長の認定を受けた者とする。ただし、市長が別に適当と認めた場合はこの限りではない。

- (1) グローバルな知見及び、ITの知識・スキルにて神戸市の発展に貢献し得る資質を持つ者
- (2) 応募時に神戸市内に在住・在学・在勤のいずれかを満たしている者または神戸市内のコミュニティに帰属する者
- (3) 応募時に受講する講座等の参加資格を有している者
- (4) 神戸市の求めに応じ、市が企画する広報やコミュニティ構築等に協力できる者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する者
- (2) 国内の同種の補助金の交付を受けているまたは受ける予定である者。もしくは国内の他の給付型奨学金を受給しているまたは受給予定である者
- (3) その他本事業の目的に適合しないものと市長が判断する者

(対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費は、補助対象者が、高度人材となることを目指し知識やスキルを習得するために必要な学習コース等の経費のうち消費税及び地方消費税を除いたものとする。

2 対象となる講座等は、補助対象者が第4条第1項に定める事項について市長へ報告した日以降に開講され、当該年度の2月末日までに終了するものを対象とする。

3 市長は予算の範囲内において一件あたり25万円を上限に前項に定める補助対象経費の2分の1を補助する。この場合において、補助金の額に一円未満の端数が生じたときは、これを

切り捨てるものとする。

(補助対象者の認定)

第4条 第2条第1項に定める補助対象者として認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、指定する期間内に、市が指定する Web 上のフォームに定める事項を市長に報告しなければならない。

2 市長は、申請者から報告された事項及び提出された書類の内容を審査し適当と認めた場合は、補助対象者として認定し、補助対象者認定通知書（様式第1号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の内容を審査した結果、第2条の要件を満たしていないと認めたときは、速やかに補助対象者として認定しない旨の決定をし、補助対象者不認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 前条の認定を受けた補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助対象経費が確定次第速やかに、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第3号）

(2) 経費説明書（様式第4号）

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、交付申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により、補助金を交付することが不適當である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第6号）をもって申請者に通知するものとする。

(活動報告)

第7条 補助対象者は、当該講座等を修了したときは、修了後30日以内に、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 成果報告書（講座等の修了が確認出来る書類等、任意様式。）

(2) 経費の支払いが確認出来る書類

(補助額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による活動報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査

により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、当該補助事業者に補助金交付額確定通知書（様式第7号）をもって申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第9条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による補助額の確定後、補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助対象者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金規則第19条により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（施行細則の委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、所管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。